



第4回

食品の安全を守る社会のしくみと生協の役割

私たちの「安心して食べたい」という願いや声が社会の仕組みを変えました。

1. いずみ市民生協が誕生した1970年代前後

高度経済成長とともに、食品の大量生産が始まり、多くの食品添加物が使われるようになりました。そんな中、安全性の問題で使用禁止になる食品添加物もあらわれ、消費者の食品添加物への不安が強く広がっていました。



主な
使用禁止に
なった添加物

赤色1号や101号などの着色料
チクロ(甘味料)
AF2(豆腐の防腐剤)…1974年(安全性が理由で指定
が取り消された最後の指定添加物)

(1) その当時は

- ① 食品中の化学物質(添加物や残留農薬など)の安全性にかかわる情報開示が不十分でした。
- ② 食品中の化学物質の安全性を「評価」するのも、使用基準を設けて「管理」するのも同じ省庁(厚生労働省・農林水産庁)でした。

(2) 食品中の化学物質の安全性に関する情報開示が不十分中、生協は自己防衛として

- ① 国よりも厳しい独自の基準(「疑わしきは使わない」「できるだけ使う量(添加物)をへらす」)を設けざるを得ませんでした。
- ② 添加物を減らしたさまざまなコープ商品を開発し、普及しました。
コープ商品は、世の中に大きな影響を与えました。



2. 生協は自らが安全な食品を供給するということにとどまらず、全国の生協と力を合わせて消費者の立場に立った食品安全行政の実現を国に求めてきました。

「食品添加物規制緩和」反対運動
「食品衛生法改正」の署名活動

など



3. 食品のリスクを評価し、管理する社会的な仕組み「食品安全行政」が整備されました。



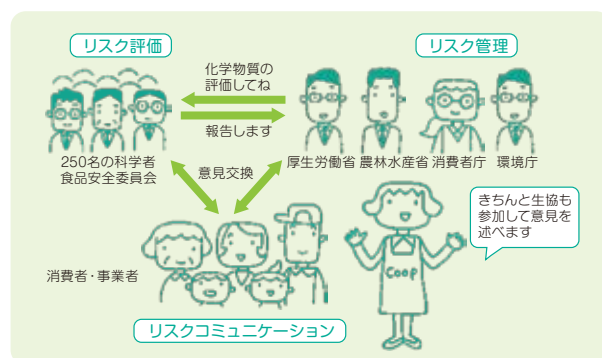
わたしたちのとおりくみが始まり、2003年に「食品安全基本法」が制定され、食品安全行政は抜本的に見直されました。

食品添加物はもちろん、農薬や食中毒など様々な食品に関するリスクについては、「食品安全委員会」で科学的に評価がされ、世の中に公開して広く意見を聞いた上で、基準が作られるようになりました。

(1) 食品安全基本法

- ① 「国民の健康の保護が最も重要」との基本認識が確認されています。
- ② 食の安全確保のための国や行政、食品関連事業者の責務と消費者の役割が示されています。
- ③ この法律に基づいて食品安全行政の統一的、総合的な推進のために「リスク分析手法」が導入され、食品安全委員会が設置されました。

(2) 食品安全行政のしくみ「リスク分析手法」



① 食品安全委員会

食品安全委員会は、厚生労働省や農林水産庁などから独立して内閣府に設置されています。

② 消費者庁

2009年に発足した消費者庁は、食品衛生法に基づく添加物表示や日本農林規格(JAS)法、景品表示などくらしに密着した29の法律を所管しています。

4. 生協は、食の安全行政の不十分さを埋める努力を今後も続けます。

(1) 組合員の食の安全に関する声を収集するとともに、意見交換をすすめます。

「食の安全お茶会(ミニ意見交換会)」の申し込みは引き続き「Webアピエ」で受け付けています。

(2) 食品の安全に関する最新情報の収集に努めます。

科学は日々進歩し、科学的知見も変化することがあります。また、新たなリスクが指摘されることもあります。

(3) 必要に応じて、行政への意見提出や社会への意見発信を行っていきます。

次月は、「発色剤」や「保存料」、「複合影響」についての説明を予定しています。